

英領タンガニーカにおける「自然の創造」——セレンゲティ国立公園、およびンゴロンゴロ保護区域の経験 一九二〇・一九五九——

佐久間 亮

はじめに

白人、とりわけイギリス植民地支配の下での野生動物保護政策が、現在のエコ・ツーリズムのメッカとして名高いアフリカやアジアの諸国立公園の歴史的起源であることは、J・M・マッケンジーの研究以来、つとに知られるところである^①。そして、その政策が、当初は白人によるゲーム（狩猟対象動物）という資源の排他的かつ持続的利用を目指して展開されたこと、それが、しばしば現地のアフリカ人の伝統的生活スタイルをそこないつつ進行したことなどが指摘されてきた^②。

英領植民地における野生動物保護区、あるいは国立公園創設の試みは、英本国で18世紀後半から19世紀前半にかけて大規模に試みられた「自然の創造」を、あらたに獲得した植民地という舞台で再現するものでもあった^③。そのプロセスは、保護区等に指定された地域で、かつて、たゆまぬ人の営みがおこなわれてきたことを否定する作業であり、国立公園形成の歴史もまた、後代に歪曲されて伝えられることになった。そして、無人の荒野、あるいは無為に放置されている土地を、野生動物のサンクチュアリという有意義な施設にかえること、これはアフリカ人にとつてもその豊かな自然という遺産を次代に継承することで恩恵になるはずだというのが、本国において政策推進の中心となった帝国動物相保存協会 Society for the Preservation of the Fauna of the Empire（以降、SPF

Eと略記）などの保護論者の言い分だったのである。

マサイ族などの言い分を嚙呑みにして、かれらが主張する土地に対する「固有の権利」とやらを代弁する者たちがいるが、それらは法によって明確に規定されたものでも、条約に記されたものでも、さらには歴史に刻み込まれたものでもない。「中略」われわれは、アフリカ人たちにとつての基本的で固有の権利とは、かれらの自然という遺産を「われわれに」守ってもらうことなのであり、それはかれら自身の過ちから保護されることですらあるのだ、ということをごここで主張したい^⑤。

これはヨーロッパⅡ「文明」——アフリカⅡ「野蛮（自然）」というイメージにおける二分法をおしつけ、同時に、自らの植民地支配の正当性を確認する作業の一部でもあっただろう^⑥。そして、この時期に人為的に作られた「野生動物の楽園」というイメージは現在でもアフリカにおしつけられつづけているのである。

しかし、かつて英本国においてもそうであったように、慣習的権利や土地を奪われた住民の反発が、ときとして植民地支配に対する広汎な抵抗運動の核となる場合があった。ここで検討する英領タンガニーカがまさにそれであり、かれらの「権利」がわずかではあるが、マサイ族などによって明瞭に表明されているという点で、まれな事例でもある。また、これら権利を侵害された人々のみならず、かれらと日々接することの多

い、植民地の末端の行政官たちによってもその権利は代弁され、さらには英国からの独立直前には、ナショナリズム運動とこの抵抗運動が結びつくことを怖れた植民地政府自らによって擁護されることになった。

ここでは、第一次大戦後に英領に組み込まれたタンガニーカを舞台として、原住農牧民（おもにマサイ族）の慣習的権利をめぐる争いの一面を検討する。この権利に配慮すべきいなかをめぐって、植民地政府と本国植民地省、国内外の自然保護圧力団体の間で、国立公園策定プロセスのなかで激しい応酬がおこなわれた。とりわけ、独立直前の騒然たる雰囲気の中で、植民地政府側は、マサイ族の伝統的権利への「政治的譲歩」の必要性を主張し、つねに強硬な姿勢を示す国内外の自然保護ロビイストたちと対立するまでにいたる。この争いは、さらには英本国の世論をも巻き込んで、論議の的となっていくのである。

ここでおもに検討されるのは、この植民地の野生動物保護行政に対して、SPFEなどの本国ロビイストから不満の声があがった三〇年代初頭から、タンザニア独立までである。とりわけ、植民地省の内部文書を史料として、独立直前の一九五七年から五九年までの激しい意見の対立を浮かび上がらせることがこの小論の目的である。しかし、この権利をめぐる争いは単なる過去の出来事ではない。英国からの独立後、現在に至るまで争いは続いているのであり、その点については終章でふれる。焦点となるのは、現在もアフリカにおけるエコ・ツーリズムのメッカであり、SPFEが、自ら「活動の最大の成果」と評したセレンゲティ Serengeti 国立公園および、それと隣接するンゴロンゴロ保護区域 Ngorongoro Conservation Area^⑧である。

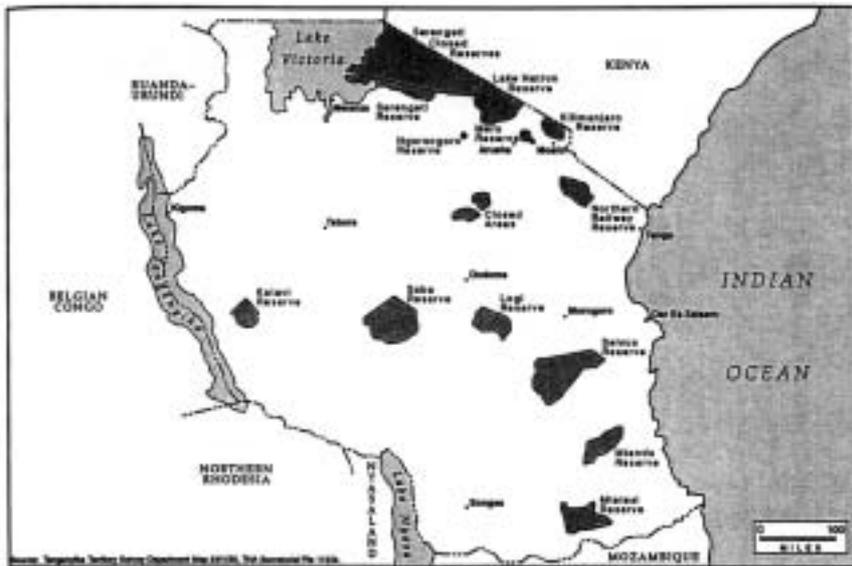


図1 1930年時点でのタンガニーカ領内の野生動物保護区
Tanganyika Territory Survey Department Map 24/I/130, Tanzania National Archives 11234, Neumann, *op.cit.*, p.101.

一年には森林保護令が発令され、二五年までは、二百二十箇所、計九六〇一平方キロもの保護区が維持されることになった。二一年には野生動物保護令も発令され、最大規模を誇るセレンゲティ保護区、セーラス保護区などが創設された^⑧。図1に示したのは一九三〇年の時点

ドイツ領東アフリカ時代には、タンガニーカにおける自然保護政策の主眼は森林の保全におかれていた。ドイツ政府は、当初は林業を振興するために一九〇六年から一四年の間に多数の森林保護区を創設した。しかし、これらは植民地政府の財政にさして貢献することなく、力点はやがて環境の保全におかれることになった^⑦。二〇年に委任統治領としてタンガニーカに支配権を確立したイギリスの植民地政府は、この政策を引き継ぎ、一九二

で、タンガニーカ領内にあった野生動物保護区である。

しかしながら、三〇年代初頭にいたるまで、この委任統治領の自然保護政策は、他の植民地と比較して、原住民にとってきわめて「寛容な」ものであり続けた。たとえば、伝統的におこなわれてきた森林保護区周辺の住民による森林内への立ち入りは認められ、さらには薪や泥炭、蜂蜜等の森林の産物の採取も free issue として黙認され続けたのである。こうした状況に異議を唱える森林保全局 Forestry Department に対して、二七年に、総督の D・キャメロン Donald Cameron は「森林保全局が、その維持のために手間暇も資金もかけていない、あるいは視察したことすらないような森について、住民に対して薪の採取料を要求する権利があるなどとは、いかなる場合においても断じて認められない」として不快感を表明している。

野生動物の保護については、たとえば、二一年のゲーム保護令では、ライセンスを持たぬ者のハンティングが全面的に禁止され、「総督の同意なしには原住民へのライセンスは交付されない」とされた。また、原住民の伝統的な狩猟方法も「非合法」化され、かれらのハンティングは著しい制約をうけることになった。しかしながら、同時に、「慣習的に野生動物の肉に生活を依存している原住民に対して、糧を供する場合にかぎり、野生動物のハンティングを認める」権限が総督に与えられていたのである。つまり、「原住民は、それが食用であるならば、野生動物のいくばくかを殺すのに必要な慣習上の権利 moral right を有するものだ」と見なされていたのである。^⑩

こうして、委任統治当初の十年ほどは、原住民たちは制約を受けながらも、伝統的権利を享受しうる状況が続いたのである。これは、タンガニーカがイギリス政府にとって、そして重要な植民地だとみられてはいなかったことの反映でもある。その証拠に、野生動物保護局 Game

Department などは、三一年にドラスティックな予算削減をこうむり、その存続が危ぶまれたほどであった。^⑪ 三〇年代前半まで、イギリス本国政府にとって、タンガニーカは、天然資源にも乏しく、経済的にさして魅力的な植民地だとはみられていなかったのである。しかしながら、この植民地を資源の宝庫とみなし、英帝国内でもっとも重要な植民地だと位置づける勢力があった。英本国のみならず、国際的にも影響力をましつつあった S P F E などの野生動物保護主義者たちである。

二

タンガニーカがイギリスの委任統治領となつたばかりの二〇年代は、原住民の伝統的権利との間の妥協の上になつて、自然保護政策が遂行された時期である。この状況に大きな転機をもたらしたのは、S P F E が派遣した R・ヒングストン Richard Hingston による現地調査報告であった。一九三〇年にアフリカ東部一帯を視察して廻つたヒングストンは、セレンゲティ、キリマンジャロ、セルースの三保護区こそ国立公園とするのにふさわしい土地であり、とりわけ、セレンゲティをすみやかに「イギリス領として初めての国立公園」に定めるべきだと主張した。これは、二五九〇〇平方キロ（近畿地方全体よりもやや広い）もの土地を公園に指定するというものであり、それを実行すると、その領域内にある Mwanza 地区一つをとつても、原住民七万人以上が公園管理当局の統制下におかれることになるのである。^⑫

この報告書をさらに後押ししたのが一九三三年のロンドン国際会議と、そこで締結されたロンドン協定である。この協定には、議定書調印国に国立公園の設立を義務づける条項が含まれていた。この会議を先導した S P F E の主張は明解である。野生動物は地域の枠を越えた世界的

な財産なのであり、これを後代のために保存しうるか否かは、現世代全体のモラルの問題なのである。さらに国立公園を設立することで、様々な経済効果が期待され、それは野生動物とともに暮らす原住民にとっても恩恵となるはずである。たとえば、人間と野生動物の棲み分けを徹底することで、作物や家畜への被害が減少すること、さらにはツーリズムによる収入が地元で還元されることなどである¹³⁾。

かつてJ・マッケンジーは、野生動物保護運動は、一九三〇年代に現代的な保護理念へと大きなパラダイム・シフトを経験したと主張した。すなわち、それまでのハンティングの資源維持のための野生動物ゲーム保護の段階から、ゲームのみならず、生態系全体の保全という近代的な保護主義への転換である。そのための装置として、国立公園という概念が提起された三三年のロンドン国際会議こそ、ターニング・ポイントとして記憶されるべきだと言っているのである¹⁴⁾。さらに、国立公園の登場は、それまでの運動が、一部のハンティング・エリートの特権維持のためのものにすぎなかったのに対して、それが理念的にはあれ、国民全体がかかわり（「国民の公園」）、またその成果を享受するものへの転換を促したのである¹⁵⁾。

しかしながら、野生動物保護陣営のこのパラダイム・シフトは、保護されるべきアフリカの動物層とともに暮らしてきた人々の営みにとってこそ、甚大な影響をもたらすものであったということをご強調しておく必要があるだろう。なぜなら、これまでの森林保全法やゲーム保護法などが、その伝統的権利と断片的に抵触するものであったとするならば、国立公園の創設は、その権利をトータルに否定する措置だったからである。公園はヨーロッパ人が理想とする「自然の楽園」でなければならず、そこでは人間の営みは否定されるか、著しく制限をうけることになるからである。ロンドン会議準備委員会のレポートの中で、国立公園

のモデルとされたのは、英自治領である南アフリカ連邦に築かれたクリューガーKruger国立公園と、アメリカのイエローストーンYellowstone国立公園であり、そこでは原住民の経済活動は一切、否定されてきたのである¹⁶⁾。しかし、その一方で、公園内での人間と自然の共生という「実験」がおこなわれつつあったベルギー領コンゴのアルバート国立公園Parc National Albert（現在のヴィルンガ国立公園）もまた、そのモデルの一つとされた。しかし、「公園内の」ピグミー族の存在は正しく動物層の一部として認識されており、それゆえにかねらは干渉を受けることなく存在することを許されている¹⁷⁾という保護主義者の人種主義的言説から明らかなように、そこでは原住民の存在はその「原始性」ゆえに許容されたにすぎないのである。そして、この原始性もまた、ヨーロッパ人が定義づけるものであり、かれらがその「段階」にある限りにおいて、その存在はヨーロッパ人のアフリカに対する理想とは抵触しなかったのである。このような言説は、セレンゲティ国立公園の領域確定をめぐる論争の中で再現されることになるだろう。

こうした動きに対して、タンガニーカの植民地行政官たちの反応はきわめて懐疑的であった。たとえば、上記のレポート素案に対して意見を求められた時点で、総督代理のジャーディン D.J.Jardineは、「国立公園内の植生を保持しようとして、そのことが放牧や森林の産出物にたいして現在原住民たちが享受している権利を妨げることがないようにすべし」との条項を付け加えるよう植民相に書き送っている¹⁸⁾。また、先述のヒングストン調査の際にも、地区長官District Commissionerのキッチング A.E.Kitching は「ヒングストンの勧告は「中略」原住民の利害にまったく配慮していない。その勧告によると「帝国のなかでもっとも素晴らしい公園をつくるために」、この植民地の領土から数千平方マイルもの土地を永久に切り離すのだそうである。わたしにはこの勧告は原則

のレベルで誤っており、これについて詳細な検討などいっさい加える必要がないように思える」とまで述べている。^⑩

しかし、これらの疑念の表明にもかかわらず、本国植民地省およびSPFEら保護団体は、ロンドン会議を主催した英帝国の威信にかけて、猛烈な圧力を加え、ついに、三七年一月、総督H・マクマイケル Harold MacMichael は植民省に機密電報を送り、セレンゲティーンゴロンゴロ間に巨大な国立公園を創設することを約したのである。それは最大で一〇四〇〇平方キロもの地域を国立公園に指定するというものであった。^⑪そして、四〇年五月、新たな野生動物保護法は立法評議会を通過し、ここにセレンゲティ保護区は国立公園の名を冠せられることになったのである。しかし、この保護法成立までの経過は決して順調なものではなかった。法案を審議するために特別委員会が総督によって設置されたが、その委員会ですら「住民の既存の放牧権や水利権に干渉するようなことは、それがたとえ国立公園の管理にとって必要なことであつたとしても認められるべきではない」との勧告をおこなっているのである。^⑫さらに、先述のキッチングはこの法案作成プロセスについて、「原住民とじかにかかわる地区長官たちにはこの法案にコメントをする機会も、また原住民たちにこの法案の条項を説明し、かれらの意見を確認する場すら与えられていない」として不満を表明している。「それが原住民の利害関係に大きくかかわるものであるのだから、これははなはだ問題だ。」^⑬

それでも、SPFEなどの圧力のもと、四八年には国立公園法が制定され、政府から独立した公園管理委員会が設立され、三三年のロンドン議定書にそった国立公園の体裁がようやく整えられることになった。この法は、公園内の野生動物および森林保護に関して、諸規制細則を策定し、園内の違法行為者を逮捕するなど、委員会に大幅な権限を与えるも

のであった。^⑭しかし、他方で、先の特別委員会の勧告にしたがい、「この法は、その施行以前に獲得された公園内の土地への権利にたいしていっさい影響を与えるものではない」と明記されてもいる。^⑮委員会の強大な権限と、他方、マサイの伝統的権利の擁護という矛盾は、この法律が妥協の末の産物であったことを示している。しかし、その妥協はきわめて危ういものであった。発足間もなく、公園管理委員会の書記は、植民地政府に対して次のように請け合っている。「公園内の土地を占有したり、放牧したりというマサイ族の権利はこの法によってなら影響を受けないのです」と。^⑯しかし、それから一週間も経たないうちに、委員会直属の野生動物管理官 game warden は、「ンゴロンゴロにあるマサイ族の交易場と家畜牛マーケットとが「著しく公園の景観を損ねているので、撤去させる必要がある」と委員会に書き送っているのである。^⑰

四八年の国立公園法は、事態を決着させるにはほど遠いものであった。この時点でのセレンゲティは、野生動物保護派にとって、国立公園に投影された「理想のアフリカ」を実現するものには程遠かったのである。他方、公園法の成立は、公園管理委員会によるマサイ族の生活への直接的干渉を可能とした。両者が決して相容れないことは、一九五一年にセレンゲティ国立公園の境界が確定されて以降、大規模な紛争という形やがてあきらかになるだろう。そして、その過程で、タンガニーカ植民地政府自体が、しだいにマサイ族の権利擁護というスタンスをとらざるを得なくなるのである。

三

マサイ族がその父祖伝来の土地であるンゴロンゴロ・クレーターから最初の強制退去を経験したのはドイツの支配下でのことである。その地

域は第一次世界大戦後まもなく野生動物保護区に指定され、ついに四八年、セレンゲティ国立公園の一部に組み込まれたのである。公園内に二一〇〇〇人いるとされたマサイ族による権利の主張は、言葉よりも実力行使というかたちをとる場合が圧倒的に多かった。四八年法成立直後から、かれらは「公園法をあらさまに無視し、それゆえに、この地域の政治状況は爆発寸前 explosive であり、多くの扇動者をこの地によびよせてしまっている」と記した公園管理委員会委員長は、同時に公園内でマサイ族の「悪意」による放火が相次いでいるとの警告を発している。状況は公園の境界線が確定され（二四〇一六平方キロ＝福島県に相当する）、同時に公園内の耕作民の立ち退き計画が策定されつつあった五一年以降、悪化の一途をたどることとなった。ほほ時を同じくして、セレンゲティから八十キロほど南東のメル Meru 地方でも農民の強制立ち退きが社会不安を醸成しており、これらがケニヤのキクユ族を中心とするマウ Mau Mau 反乱と結びつくことをタンガニーカ植民地政府は極度に警戒したのである。セレンゲティからケニヤとの領境までは車でわずか三時間足らずであり、事実、メルの農民の武装組織はナイロビの民族主義者のリーダーたちとコンタクトをとっていたのである。^②

さて、四八年法の条項にもかかわらず、五一年直後から、ンゴロンゴロ・クレーター内のマサイ族耕作者の強制退去が断続的に実施された。その際の公園当局側の論理は次のとおりであった。本来、マサイ族は耕作民ではないのだから、耕作民はここに既存の権利などをもたない者たちである。したがって、この措置は四八年法に抵触するものではないのだと。しかし、公園当局の見解は揺れ動く。「部族の外からの混血が大いに進んだ much adulterated with extra-tribal blood」結果、マサイ族の間で耕作民が増えていることを認める発言もしばしばみられるのである。委員会は、「狩猟やその他の土地利用慣行に関して、規則を設け

る権限を有する」との四八年法の条項に依拠して、立ち退きを強行しようとするのだが、「この立ち退きが地域の扇動者たちの眼に触れずすめられそうにないのだから、法による認可をあらためて得る必要がある」として、じつは四八年法ではこの措置を強行する根拠に乏しいことを認めてもいるのである。

公園当局が恐れたように、キリマンジャロ市民同盟 Kilimanjaro Citizens Union という政治・武装組織がただちにセレンゲティ内の耕作民支持を表明した。この団体はケニヤ・アフリカ人同盟 KAU と緊密な関係にあったことが確認されている。^③ セレンゲティが位置するタンガニーカ北部州について、「マウマウ、メルの強制立ち退き、さらにセレンゲティでの衝突と、この全般的に不穏な状況下において、マサイ族は広範囲にわたって家畜の略奪に手を染めるようになっており、それはもはや手に負えないところまできている」と総督 E・トワイニング Edward Twining は五三年二月一日、ケニヤ総督に書き送っている。^④ こうした状況の中では、「タンガニーカ」政府はもはやいかなる農民の立ち退きも容認できない。メルの問題がわれわれの上のしかかっている時期なら、なおさらだろう。^⑤ と公園管理委員会を非難したセレンゲティの地方行政官の意見は、この危機的状况のもとでタンガニーカ政府内に広く共有される見解であった。トワイニングはさきのケニヤ総督への書簡に先立つこと一月、公園管理委員会に対して恫喝にひとしい内容の書簡を送っている。「国立公園の運営機構が、法と秩序の維持にとつて、あるいはアフリカ住民全般に対する植民地政府の政策遂行にとつて深刻な脅威を引き起こすところよりもりであるならば、セレンゲティ国立公園制定の根拠となつている布告を無効とする措置を立法評議会に提案するのをもはやためらっている場合ではないと考える。」^⑥ にもかかわらず、ここでの委員会側の姿勢はかたくなであった。その一人は「動物層およ

び植物層という利害こそが最優先されるべきであり、人間やその周辺の利害は二の次である。人間と国立公園の共存はもはや不可能である」と主張したのである。³³⁾

東アフリカ全体を覆った不穏な空気と、ヨーロッパや北アメリカからの帝国主義支配への批判のうねりの中で、タンガニーカ植民地政府は、

五六年四月、ついにこの問題について白書を発表し、公園の境界の再検討と、「人間と野生動物の利害を空間的に分割する」措置を講じる必要性を宣言したのである。それによると、これまでの公園は東西に分割され、西部平野部は公園として保全される。一方、東部のンゴロンゴロ周辺は、ンゴロンゴロ、エンバガイ Embagai 両クレーター地域のみ公園指定地域を限定すること。この二地域においてのみ、人間の経済活動、

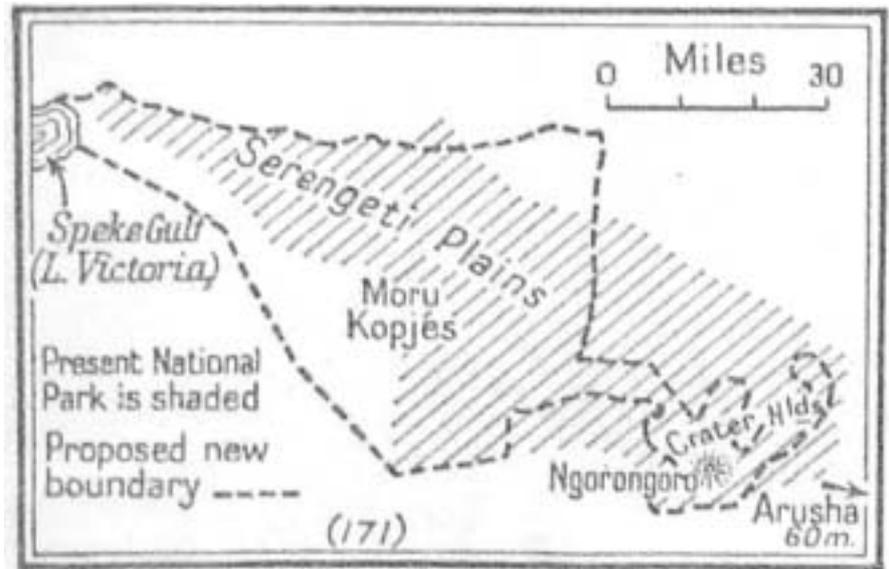


図2 『タイムズ』に掲載された1956年4月の植民地政府提案
Times 17 April 1957, PRO CO847/64.

とりわけマサイ族の放牧、耕作、居住などはいっさい禁止されることとした。他方、それ以外の地域、とりわけ中央の平野部の大半（四六〇八平方キロ）を、永続的な居住は認めないものの、マサイ族が放牧などの目的で自由にアクセスできる土地とした。³⁴⁾ この決定は、公園内からアフリカ人の権利をいっさい排除するという点で、ヨーロッパ人の国立公園の理想の実現ではあったが、これまでのセレンゲティ国立公園をほぼ半分に縮小するものであり（図2）、ついに、タンガニーカ政府のスタンスは植民地省「保護論者」と明らかなずれを見せ始めたのである。

この決定に対して、動物層保護協会 Fauna Preservation Society (SDFE から改名、以下FPS と略記) などの野生動物保護ロビーはさっそく反発し、植民地省を通じて圧力を加え始める。五七年五月二二日に、会員で、すでにこの地域の調査を終えた動物学者のパーサル Pearsall 教授を七月に開かれる調査委員会に証人として迎え入れるよう要求、植民地政府側は不承不承ながらこれを認めている。³⁵⁾ さらに六月一日には、国際野生動物保護協会アメリカ委員会 American Committee for International Wildlife Society も植民地政府に書簡を送り、その中で、「マサイ族が土地を占有してきた歴史は、かれらがその土地を適切に利用してこなかったことを示している。そのことは、タンガニーカやケニアのマサイ族居住区の間で、降雨量が不十分な地域においては、かれらの放牧慣行がいかに破壊的なものかをその土地自体が十分に示している」として、この調査委員会が五六年の決定を撤回するよう要請している。³⁶⁾ 五七年以降、『マンチェスター・ガーディアン』、『タイムズ』、『デイリー・テレグラフ』などの主要紙もこの問題を頻繁にとりあげ、もっぱら植民地省、保護団体寄りの報道をしている。しかし、五七年八月一九日付の『デイリー・テレグラフ』の特派員記事では、調査委員会での一人のマサイの証言を取り上げてもある。「われわれには、しばし

ばヨーロッパ人の態度が理解できないことがあるのです。かれらはゲームの保護を声高に叫ぶけれども、同時にライオンや象、他の動物たちを狩りたて、殺すためにライセンスを取得しようとするのです。かれらはわれわれを公園から追い出そうとするけれども、かれらこそ、われわれ以上に、ゲームの敵なのだといわれわれは考えています。」^⑧

委員会の調査、聴き取りは六月末から七月中旬にかけておこなわれた。マサイ自身によって、自らの伝統的権利の主張が明瞭に記された例は少ない。「国立公園のマサイ」Masai of the National Parkと称する人物によつてこの調査委員会に提出されたメモはその数少ない事例である。

ンゴロンゴロ・クレーター付近にマサイ族が住み着き、その地を占有するようになってどのくらいの時がたつのかは正確にはわからないけれども、すくなくとも一五〇年はたっているだろう。「クレーター付近の「レライ」Leleiの森は何年にもわたつて、全てのマサイ族にとって神聖な森であり、雨乞いや豊作祈願の儀式をとりおこなう地として使われてきた。この森の中に重要なマサイの祖先たちの墓があり、今でもそれらが誰のものかその子孫たちによつて識別できるのだ。しかし、今日、この森に立ち入ることを禁止されて、われわれは悲嘆にくれているのである。」^⑨

このようなマサイによる権利の主張にもかかわらず、委員会案は、FPSなどのほぼ思惑どおりに、五六年の政府案から大幅に公園の領域を回復するものであった。その上で、政府案同様、野生動物の保護区と人間の経済活動との両立はもはや不可能として、西部セレンゲティ平原を政府案から南、南西、北部に拡張して、人間の権利がいっさい及ばない野生動物のサンクチュアリに認定した。さらに、マサイ族がその伝統的権利を主張したンゴロンゴロおよびエンバガイ・クレーター地域も、Nature Sanctuaryとして、ほぼ同じ扱いとしたのである。他方、中部

平原から、ンゴロンゴロ・クレーター周辺地域は、保護区域 Conservation Unitとして、水源の確保と森林の保全をおこなうが、その目的はそこに住む住民のためであり、野生動物の保護はあくまで副次的な目的だとされた。^⑩

委員会提案の即時実行を植民地政府に迫り、さらには代表団を植民地省に送り込む姿勢をいち早く示したのはここでもFPSであるが、提案の承諾を植民地政府に要求する動きは、より広範囲にみられた。たとえばブリュッセルに本部を置く International Union for Conservation of Nature and Natural Resources などもまた、植民地政府に対して影響力行使をこころみている。^⑪これらの自然保護団体の大合唱に対して、植民地政府は、一月二日に機密電報を植民地省に送っている。そのなかで、調査委員会の提案はそのままでは到底マサイ族の受け入れられるところとはならないとして、切迫した様子で、以下の三点の修正を主張しているのである。一点は、公園に組み込まれた西部セレンゲティ南東部は、伝統的にマサイ族が乾期の放牧地として利用してきたのだから、これを保護区域とすべきであること。さらに委員会提案で保護区域とされた範囲を西部に拡大し、現行のンゴロンゴロ行政区 Ngorongoro Division に相当する地域とすること。そして最後に、ンゴロンゴロおよびエンバガイ・クレーター地域には Nature Sanctuary という特別な地位を認めず、上記保護区域の一部とすることである。この三点目、とりわけ伝統的マサイの土地であるンゴロンゴロ・クレーター地域を公園管理委員会の管轄下におくことはマサイ族のもっとも強い反発が予想されるところであり、国立公園が西部地区にのみ限定され、保護区域 Conservation Unitを「抑圧的」な公園管理委員会などではなく、地区行政委員やマサイの代表者を含む別の委員会の統制下におくこと、これこそが、マサイ族が西部セレンゲティから完全に撤退するための必須の

交換条件だと植民地政府は考えていたのである。^④

この政府の方針は、しばらくFPSなどには伏せられたのち、翌五八年にようやく公表された。^④その間、政府はマサイ代表との交渉を重ね、おおむねその了承を得たようである。^⑤これ以降、議論は保護区域の性格と、その管理が誰に委ねられるべきかをめぐって推移していくこととなる。六月三日に、ブリュッセルのInternational Unionは次のような書簡を植民地政府に書き送っている。「われわれはタンガニーカ政府が、自然と資源を保全すること、アフリカ人の権利とその利益を保護することとを折り合いをつけるという困難な事業をおこないつつあることを理解しているつもりです。かれらアフリカ人の仲間意識は〔中略〕タンガニーカに限定されるものではなく、その政治状況が近年緊迫の度を加えつつある近隣の植民地に広がっているのですから、その困難さはおさら理解できます」として、政府の立場に同情を示す。しかしその上で、保護区域の管理目的が、「必ずしも野生動物にとっての必要性のみにもとづくものにはなりえない」ことに懸念を表明している。^⑥より声高な批判の声は、またしてもFPSからあがった。七月一日付の書簡で、会長のウイリントン Willington 侯爵は、協会の特別委員会での激しい論議をふまえて、保護区域の政策目標が不明確であり、「保護区域開発委員会の基本指針が人間の利益を優先することにおかれており、野生動物の保護には向けられていないのではないかと懸念を表明する。そして、「もしこれが保護区域の目標を正確に言いあてているのなら、野生動物の保護のみに関心をよせる個人あるいは諸基金などから、いっさいの援助は見込めないのではないかと警告している。^⑦

このような批判の声に対して、八月一五日、赴任間もない総督のR・ターンブルRichard Turnbullは植民相宛の書簡の中で、「マサイ族の反感をかう畏れがあるので、ひとりとして公園管理官を保護区域開発委員に

選ぶことなど考えられない」と明言、あくまでも東部は、国立公園とは異なる管理形態をとることとすると譲らない。公園管理委員会が東部地区に少しでも関与する兆候をしめせば、「この妥協は台無しになるのみならず、政治的に非常に危険だ」というのが植民地政府の判断であった。^⑧

この保護区域の政策目標や管理のあり方を巡っては、同じ頃、『タイムズ』紙上でも激しい論争がおこなわれている。口火を切ったのはジャーナリストで、野生動物保護に熱心な著述家でもあるハクスリ女史 Elspeth Huxley である。彼女は、八月一九日付の投書の中で、「自ら指名した委員会による」Nature Sanctuaryを宣言すべしとの勧告をにべもなく拒絶した」今回の政府の方針を厳しく非難し、これを「ンゴロンゴロ・クレーター地域で三〇年もの間、保護の恩恵を享受してきた」野生動物に対する「死亡宣告」にひとしいとまで主張する。^⑨

その一週間後に、タンガニーカ総督を辞して間もないトワイニングは反論を試みている。かれは、保護区域においても、自然環境の保全には充分配慮がなされるのであり、ハクスリ女史の懸念はまったく杞憂にすぎないとしたうえで、マサイの権利について以下のように述べる。「一九四〇年にセレンゲティ国立公園が最初に宣言されたとき、タンガニーカ政府は〔マサイ族に対して〕、かれらの権利を保証するとの厳粛な約束をしているのである。かれらは高潔なひとびとであり、いったん約束をとりかわせば、つねにそれを遵守しつつ、政府に対しても同様の対応を求めてくるのである」。そして、今回の措置は、国立公園内で、かれらに権利の全面放棄を求めるものなことから、東部地区、とりわけンゴロンゴロ・クレーターに関してかれらが権利を主張することはまったく正当であり、政府としては、他に選択肢がなかったのだとしているのである。さらに、ゲームとマサイの共存の可能性についても言及する。「マサイはゲームの敵ではない。かれらは〔自らの身や家畜を守る以外

には「ゲームを殺したりはしないのである。」それどころか、「約一五〇年もの間、かれらがこの地域に住み着いてこなかったとしたら、今日そこには、ゲームなどはほとんど存在しなくなっていただろう」とまで主張するのである。

この『タイムズ』紙上の論争は、International Union やロンドンの Zoological Society の著名なナチュラリストらも巻き込み、次第にエスカレートする様相をみせる。九月九日、ハクスリは、トワイニングの投稿に対して真つ向から反論をくわえる。保護区域においても野生動物の保護が保証されるなどと言うけれども、「今回の政府の白書のなかに、ンゴロンゴロ地区における野生動物保護について言及している箇所はまったくないではないか。それどころか、保護区域の課題は水源や森林、さらに牧草地を保護することだが、それはマサイのためであって、ゲームの為ではないとはつきり言及されていないか」と。さらに、マサイと野生動物の共存の可能性についても、「過去においてはたしかにそうだった」が、現在では状況が異なる。「ついに、マサイ族はこれまで以上に、近代的な畜産方法に目覚めつつあるのだ。かれらが、ゲームを殺すことは概ねないのかもしれない。しかし、かれらはゲームを水源から追い立て、その結果、野生動物が渴き死ぬこともあるだろう。また、野生動物とかれらの家畜が水をめぐって争うことにやがて憤りを覚えるようになるだろう。」つまり、マサイ族が近代化を遂げた結果、野生動物とかれらの共存は不可能だと主張するのである。マサイが「原始的」生活スタイルを保持し、動物層の一部としてある限り存在を許容されるという言説、ここに、はしなくも保護主義陣営の人種主義的眼差しが露呈する。

『タイムズ』の紙上論争はやがて、BBCのラジオ番組でとりあげられる。九月六日、論争当事者のトワイニング、ハクスリ、さらに、野生

動物写真家のA・デニス Armand Denis がスタジオに招かれて、いささか刺々しい議論が繰り広げられた。ここでも論点は、マサイと野生動物の共存が可能か否かであった。司会者の動物保護派寄りの誘導の下ですめられた番組の中で、トワイニングは一貫して、ときに激高して、マサイ族の権利を主張する。そして、「ンゴロンゴロ・クレーターでは」現在の「人間と野生動物の」バランスが今後も保たれるでいくであろうことに確信をいだいています。そのこと「保護区域に指定されたこと」がゲームになんらかの影響を与える、すなわち、ンゴロンゴロ・クレーターではその生息が否定されることになるとか、やがて絶滅するだとかを言いたてることは、全くの誇張、あるいは事実の歪曲だと言わざるをえない」と断言するのである。これに対して、デニスはハクスリとともに、つぎのように反駁する。「現状のバランスなどつくに損なわれて久しいのです。ここ数年来、クレーター内のマサイの数、とりわけ、かれらがクレーター内に持ち込んだ家畜の数が凄まじく増加しているのです。そして、ここ数年、マサイ自身のゲームに対する態度が明らかに変わってきているのです。「中略」かれらは水源を柵でおおい始めています。それは、自分たちの家畜のためだけにそこを開放するためなのです。マサイ族がその場にはいないときにゲームが近づくのを阻止するためなのです。」そして、野生動物が危機的状況におかれている中で、もはやンゴロンゴロ地域の保全是、政府に任せておくわけにはいかず、国際的な枠組みを作り上げる必要があるとまで主張する。そして、タンガニーカ政府には、保護区域の政策目標を実行していくだけの財政的基盤すらないではないかと批判するのである。

両者の言い分がまったくの平行線なのは、総督として一触即発の不安な状況を目の当たりにしてきたトワイニングと、野生動物の保護を、現地の政治的状況、利害とは切り離して、あるいはそのようなものよりも

はるかに優先されるべき政策目標だと考える野生動物保護派のスタンスゆえに当然のことだっただろう。トワイニングに言わせれば、いったん大規模な抵抗運動が発生すれば、野生動物の保護どころではなくなるのだから、マサイとの妥協というのは動物保護の観点からみても現実的な選択ということになるだろう。しかし、ここでは保護派の主張もまた現実を見据えたものであったといえる。なぜなら、かれらが言うように、保護区域の設定は、政治的危機を回避するために提案されたきわめて便宜的な措置であったといわざるをえないからである。というのも、保護区域の政策目標を実行するだけの財政的余裕がもはや植民地政府にはないのは明らかだったからである。ターンブル総督自身が植民相あての機密書簡のなかで、そのことを率直に認めている。「この植民地が提供する社会サービスすら削減しなければならぬという見通しに直面しているまさにこのときに、わたしはゲーム保護などという贅沢な政策を遂行することは到底できないのだと考えています」。さらにターンブルは、マサイ族が西部地区から立ち退くにあたっての補償費用の捻出すらままならず、マサイとの友好的関係を維持するのがきわめて困難な状況にあるとさえしているのである。⁵⁴

このような状況であるにもかかわらず、タンガニーカ政府は翌五九年、まず新たな国立公園法を、つづいて、ンゴロンゴロ・クレーター区域管理法を相次いで成立させる。⁵⁵この新たな公園法は、「この法令によってタンガニーカの国立公園は、はじめて人間のあらゆる権利が排除される空間となりえました。これまで委員会と公園を苦しめてきたもつとも大きな問題が取り除かれたのです」⁵⁶と公園管理委員会を手放して喜ばせました。しかし、イギリス植民地当局は、マサイ族の権利を擁護するスタンスをとることで、政治的危機の回避をはかりつつ、けつきよく、これらの法の執行、とりわけその実現が法律制定時点ですでに危ぶまれた保

護区域の管理を、新生タンザニア共和国の手に委ねることになったのである。

おわりに

発足間もない国際自然保護連合 IUCN が「アフリカ特別プロジェクト」を策定し、アフリカの「新政府のリーダー、さらに信頼しうる人々を通じて、アフリカ人の世論を啓発し、影響をおよぼす」ために、その代表団をアフリカ諸国に派遣したのは一九六一年のことである。これをふまえて、IUCN は「現代アフリカにおける自然と資源保全のための国際シンポジウム」を組織することを決定し、その総会開催地を、まもなく独立するタンガニーカのアルーシャとした。タンガニーカこそが「長きにわたってヨーロッパの保護主義者たちにとって、夢と同時に悪夢のシンボル」だったからである。アルーシャでの国際会議は同年九月に開催され、二十一のアフリカ諸国代表と、五つの国際的環境保護団体がこれに参加した。開会宣言の中で、ターンブル総督は、今後の自然保護政策の柱として、「観光産業の育成と農村部にすむアフリカ人の世論を育むこと」の二つをあげた。そして、初代首相で、のちに大統領に就任する J・ニエレレ Julius Nyerere は「アルーシャ声明」と称される演説をおこなっている。

野生動物を管理する責任を引き受けるにあたって、われわれは厳粛に以下の誓いをおこなうものである。われわれは、現在の子供たちの孫の世代までもが、この豊かで貴重な遺産を享受できるようにするためにありとあらゆる努力を惜しまないということを。「中略」野生動物とその生息地の保全のためには、専門家の知識とトレーニングを積み重ねた人員と資金が必要なのである。そして、われわれはこの重要

な任務をはたすために他国の協力を期待を寄せるものである。⁵⁷⁾

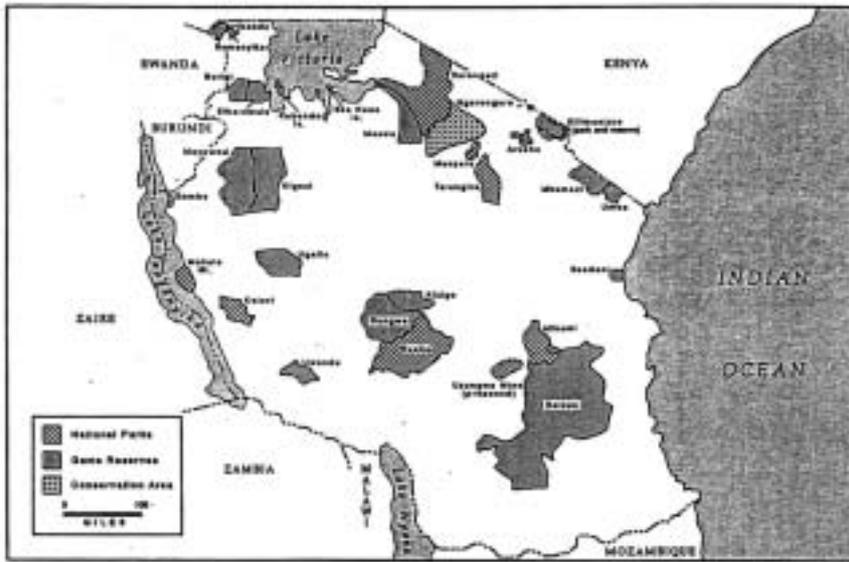


図3 現在のタンザニア連合共和国内の国立公園、保護区など
World Wide Fund for Nature,1990, Neumann,op.cit.,p.5.

観光産業の育成と国際的保護団体による資金援助、この二つが新生タンザニアには欠かせない要素であった。そのことは、この声明でヨーロッパおよび北米を中心とする自然保護団体を安堵させたニエレレ大統領自身の次の告白からもあきらかである。「わたくし個人としては、野生動物などには大

して関心はないのです。ワニをみながら休日を通ぐす気になどなれないのです。しかしながら、わたしは野生動物たちが生きながらえることを心から希望します。なぜならば、ダイアモンドとサイザル麻のつぎに、野生動物こそがタンガニカにとって最大の収入源になると信じているからです。それ

は何千というヨーロッパ人やアメリカ人たちは野生動物を観たいという奇妙だけれど強い衝動を持っているからなのです。⁵⁸⁾この「奇妙で強い衝動」ゆえに、新生タンザニア政府のもとで、国立公園および保護区は拡大を続けることになる。そして、それに伴い、各地で住民の強制退去という事態が再び進行する。とりわけ、七〇年代後半、八〇年代半ばにそうした事例が頻繁に発生した。以下は、先に詳細に検討したンゴロンゴロ保護区域で、七四年におこなわれた強制退去の様子である。

一九七四年三月の早朝、三台のランドローバーが突然、クレーター付近に入ってきた「中略」。FFUという民兵組織のメンバーがそのローバーに乗っていたのである。一言の説明も、通告もなく、かれらはその住民と家畜たちにただちに出て行くよう命じた。住民の家財は保護行政当局の輸送車で運び出され、ライロビの道路脇に無造作に積み上げられた。立ち退きを迫られた人々に対して、何の説明もなされず、また、新たな居住区を提供する措置も一切とられなかったのである。⁵⁹⁾

独立直前に、植民地政府自らが必死に擁護したマサイ族の権利は、皮肉なこと独立後に暴力的に否定されていくのである。ヨーロッパ人たちがアフリカに押しつけた理念は、アフリカ諸国が独立してからむしろ完成をみるのである(図3参照)。しかしながら、国立公園の歴史では、こうした人々の権利を巡る争いは少しも言及されない。つぎの文章は、セレンゲティとともに、現在世界自然遺産にも登録されているこの保護区域の歴史を、我が国の「EICネット」がインターネット上で紹介した記事である。

遊牧民であるマサイ族がこの土地にやってきたのは一八〇〇年代だったといわれています。ところが、一九五一年にセレンゲティ国立公園が設立されると、マサイ族

は土地を追われました。「中略」マサイ族の権利を守るため、一九五九年、セレンゲティ国立公園から独立して設けられたのがこのンゴロンゴロ保護区でした。「中略」はじめのうちは、政府とマサイ族の関係構築はうまくいきませんでした。マサイ族はンゴロンゴロクレーター内で野生動物と競合し、土地の品質を低下させていると批判され、一九七四年には再びクレーター内から追い出されることになりました。しかし、この処置はクレーター内の「見張り役」がいなくなることを意味し、密猟者を増やすことになりました。一九七五年に法令が改正され、特にンゴロンゴロクレーター内の野生動物保護のためクレーター内での農耕は禁止されたものの、遊牧は許されることになりました。「中略」マサイ族の定住化により、保護区内の畑面積は拡大しています。一九六〇年代後半、保護区内に住むマサイ族は九千人弱でしたが、現在は五万人近く。「中略」本来、遊牧民であるからこそ、保護区内に住むことを許されたマサイ族。ンゴロンゴロクレーター内では禁止された農耕も、クレーターの外では自給自足の範囲内という限定付きで農耕が認められています。土地を追われ、大規模な遊牧が難しくなった彼らが食料を得るには農耕が欠かせなくなりまりました。

ンゴロンゴロ保護区の将来については、様々な問題が山積しています。でも、なかなか抜本的な打開策はありません。自然保護を優先するなら、観光を制限し、マサイ族をさらにどこかに移住させるしかありません。ただ、それではせっかくの試みが水泡に帰してしまいます。観光収入は自然保護の重要な資金源であり、マサイ族を追い出すことは何よりも多目的利用という目的に反します。世界中から観光客の訪れるンゴロンゴロ保護区。タンザニアだけの問題ではありません。また、自然と人間の共生は世界各地で考えていかなければならないテーマです。世界各国が協力し、知恵を絞って、何とか解決をはかっていきたいものです。^①

これは、現在でもマサイの権利と野生動物保護との両立のし難さを指摘する、ンゴロンゴロ保護区域管理当局のホームページが提供するものな

英領タンガニーカにおける「自然の創造」

どよりもはるかに優れた紹介記事である。しかしながら、ここにはいくつかの事実誤認とともに、現代の国際的な野生動物保護運動が、植民地時代の保護主義者たちとパースペクティブを共有しているのを看取できるだろう。たとえば、この保護区域は、セレンゲティ国立公園からマサイなどの人間の営みを完全に排除するための代償措置として設立されたのであり、もともとこの地を父祖伝来の地とするマサイは、そこでの慣習的権利を認められたのである。したがって、保護区域に住むことをあらためて「許される」という性質のものではないことは、これまでみてきた歴史的経緯からあきらかである。ましてや、保護区域の目的に合致しているという理由で、かれらが生存を許されているというわけでもないはずである。そして、なによりもマサイの近代化＝定住化こそが問題だとする見方、これは、かれらがあくまで動物層の一部としてある場合のみ、その生存を許容するとしたかつての保護主義者の眼差しとどれほどの差があるのだろうか。かれらが、自然と共生することとは、生活スタイルを自ら選択することすら許されずに生き抜くことを強制されることなのだ。そして、この「自然と人間の共生」という一見普遍的にみえるテーマであるが、ここでいう自然とは、かつてイギリス人がこの地域におしつけ、独立後も国際的野生動物保護団体の手によってアフリカにおしつけられつづけている「作られた自然」なのだ。そして、この「自然の創造」は現在も進行中なのである。

注

① J. M. MacKenzie, *Empire of Nature: Hunting, Conservation and British Imperialism*, 1988.

② このプロセスについて、たとえばウガンダ保護領に関して、拙稿「英領アフリカにおける自然保護政策の展開—ウガンダ保護領一九〇六—一九一一年—」（『立命館文学』五五八号、一九九九年）参照。

- ③ Mackenzie, *op. cit.*, pp.19-20.
- ④ 彼の団体の世界的なネットワークの形成と、その性格の歴史の変遷について、拙稿「野生動物保護の情報ネットワーク—帝国動物層保護協会—」、川北稔編『結社のイギリス史—クラブから帝国まで』（二〇〇五年 山川出版社）二八四—二九九頁参照。
- ⑤ ‘Petition to Alan Tindal Lennox-Boyd, Secretary of State for the Colonies, Presented by Russell M.Arundel in behalf of the American Nature Conservancy, American Nature Association, National Parks Association, American Committee for International Wildlife Protection, Wildlife Management Institute, National Wildlife Federation and the Wilderness Society.’ n.d., p.6 Fauna Preservation Archives AF/Xi/NP, R.Neumann, *Imposing Wilderness: Struggle over Livelihood and Nature Preservation in Africa*, 1998, p.138S 以下引用。
- ⑥ Neumann, *op. cit.*, pp.15-50.
- ⑦ *Ibid.*, p.100.
- ⑧ *Ibid.*, pp.102-3.
- ⑨ Governor Cameron, quoted in Cheif Secretary to Conservator of Forests, 7 June 1927, Tanzania National Archives, Dar es Salaam 1733/A131/88, Neumann, *op. cit.*, p.103S 以下引用。
- ⑩ District Commissioner, Arusha to Provincial Commissioner, Northern Province, 16 September 1930, Tanzania National Archives 45/9, Accession No.69, Neumann, *op. cit.*, p.100S 以下引用。
- ⑪ *Ibid.*, p.105.
- ⑫ R.W.G. Hingston, General Report on Tour in East Africa for the Society, *Journal of the Society for the Preservation of the Fauna of the Empire, new series*, part 12 (1930) pp.21-57. 以下の中で、ヒンガストンは、マサイ族の存在に言及しているが、「国立公園の中にマサイが存在したことは、むしろ障害にはならぬ。なぜなら、かれらはハンティングも耕作もしないし、他のいかなる原住部族よりも野生動物の中で調和的に暮らすのに適しているのだ」との楽観的見通しを呈している。
- Ibid.*, p.34.
- ⑬ ‘Agreement for the Protection of the Fauna and Flora of Africa.’ November 1933, Parliamentary Papers Cmd 4453 (1933).
- ⑭ Mackenzie, *op. cit.*, pp.201-222.
- ⑮ 前掲拙稿「野生動物保護の情報ネットワーク—帝国動物層保護協会—」二九三—三五頁。
- ⑯ クリューガー国立公園の形成史については、J.Carruthers, *The Kruger National Park: a Social and Political History*, 1995, 以下に拙稿「イギリス帝国と環境保護（2）—クリューガー国立公園の成立—」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第十巻二〇〇三年、九九—一八頁参照。エローストーンおよび、オーストラリアの国立公園の歴史については、下記の文献参照。R.Nash, *Wilderness and the American Mind*, 1982, A.Runte, *National Parks: the American Experience*, 1979, J.M.Powell, *Environmental Management in Australia, 1788-1914*, 1976.
- ⑰ 「アルバート国立公園のようなケースはあるものの、可能な限り、国立公園内から原住民を排除することが望ましい。アルバート国立公園の場合は、ブグニー族の存在は正しく動物層の一部として認識されており、それゆえにかれらは干渉されることなく存在することを許されるべきです。しかし、公園の目的と直接的に結びつく場合以外では、非ヨーロッパ人の居住を一切認めないことにする必要があるのです。」‘Preparatory Committee for the International Conference for the Protection of the Fauna and Flora of Africa, 1933,’ p.11, Public Record Office (London), CO323/1234/11.
- ⑱ Acting Governor Jardine to Cunliffe-Lister, Secretary of State for the Colonies, 1 August 1933, Tanzania National Archives 12005, Neumann, *op. cit.*, p.126 以下引用。
- ⑲ ‘Comments on Major Hingston’s Report on a Mission to East Africa.’ 9 April 1931, Tanzania National Archives 12005, Neumann, *op. cit.*, p.127 以下引用。
- ⑳ Governor MacMichael to Secretary of State for the Colonies, 22 November 1937, Tanzania National Archives 12005, Neumann, *op. cit.*, p.126

- ① ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ① “Report of the Special Committee Appointed to Examine the Game Bill,” 1940, 16 April 1940, Tanzania National Archives 27273, Neumann,*op.cit.*,p.129 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ② Kitching, Provincial Officer, Southern Province, to Chief Secretary, 5 March 1940, Tanzania National Archives 27273, Neumann,*op.cit.*,p.129 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ③ Tanganyika Territory, National Parks Ordinance, 1948, Neumann,*op.cit.*,p.131.
- ④ Tanganyika Territory, “Report of the Serengeti Committee of Inquiry,” 1957, University of Dar es Salaam Library, East Africana Collection, Neumann,*op.cit.*,p.137 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑤ P. Bleackley, Secretary of Serengeti National Park Board of Trustees, to Member for Local Government, Dar es Salaam 18 October 1951, Tanzania National Archives 10496, Neumann,*op.cit.*,p.131 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑥ “Minutes of the Second Meeting of the Serengeti National Park Board of Trustees,” 23 October 1951 Tanzania National Archives 10496, Neumann,*op.cit.*,p.131 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑦ Lt. Col. P. G. Molloy, Director of National Parks to District Commissioner, Masai/Monduli, 8 December 1955, Tanzania National Archives Arusha Regional File G1/6, Neumann,*op.cit.*,p.134 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑧ *Ibid.*,p.135.
- ⑨ P.G.Molloy, Director of National Parks to Provincial Commissioner, Northern Province, “Report on Human Inhabitants, Serengeti National Park,” 8 June 1955, Tanzania National Archives Arusha Regional File G1/6, Neumann,*op.cit.*,p.137 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑩ *Ibid.*,p.135.
- ⑪ Governor Twining, Tanganyika, to Governor Baring, Kenya, 15 December 1953, PRO CO822/502.
- ⑫ District Commissioner, Masai/Monduli, to Provincial Commissioner, Northern Province 23 June 1952, Tanzania National Archives Arusha Regional File T3/2, Neumann,*op.cit.*,p.135 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑬ Governor Twining, Tanganyika, to Serengeti National Park Board of Trustees, 16 November 1953, Tanzania National Archives 10496, Neumann,*op.cit.*,p.136 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑭ Wilkins, Serengeti National Park Board of Management, to Serengeti National Park Board of Trustees, 16 February 1954, Tanzania National Archives 10496, Neumann,*op.cit.*,p.136 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑮ “The Serengeti National Park,” Tanganyika Sessional Paper No.1 of 1956, University of Dar es Salaam Library, East Africana Collection, Neumann,*op.cit.*,p.137 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯
- ⑯ Governor Twining, Tanganyika, to Lennox-Boyd, Secretary of State for the Colonies, 2 May 1957, Marquess of Willingdon, the President of Fauna Preservation Society, to Rednal, Under-secretary of State for the Colonies, 22 May 1957, PRO CO847/64.
- ⑰ A. Petrides of the American Committee for International Wildlife Society, to Secretary of Serengeti Committee of Enquiry, 1 June 1957, PRO CO847/64.
- ⑱ *Daily Telegraph* 19 August 1957, PRO CO847/64.
- ⑲ Masai of the National Park, 1957, “Memorandum on the Serengeti National Park”, PRO CO847/64.
- ⑳ “Report of the Serengeti Committee of Enquiry,” 2 October 1957, PRO CO847/64.
- ㉑ Marquess of Willingdon, the President of Fauna Preservation Society, to Rednal, Under-secretary of State for the Colonies, 21 October 1957, Marquess of Willingdon, the President of Fauna Preservation Society, to Lennox-Boyd, Secretary of State for the Colonies, 22 November 1957, PRO CO847/64.
- ㉒ T. Philipps, Secretary-General of the International Union for Conservation of Nature and Natural Resources, to the Chief Secretary

- to the Government of Tanganyika Territory, 9 November 1957, PRO CO847/64.
- ⑭ Governor Twining, Tanganyika, to Lennox-Boyd, Secretary of State for the Colonies (Confidential), 12 December 1957, PRO CO847/64.
- ⑮ Legislative Council of Tanganyika, “Proposals for Reconstituting the Serengeti National Park.” 8 May 1958, PRO CO847/64.
- ⑯ Governor Twining, Tanganyika, to Lennox-Boyd, Secretary of State for the Colonies (Confidential), 29 April 1958, PRO CO847/64.
- ⑰ T. Phillips, Secretary-General of the International Union for Conservation of Nature and Natural Resources, to the Chief Secretary to the Government of Tanganyika Territory, 3 June 1958, PRO CO847/65.
- ⑱ Marquess of Willingdon, the President of Fauna Preservation Society, to Lennox-Boyd, Secretary of State for the Colonies, 11 July 1958, PRO CO847/65.
- ⑲ Governor R.G.Turnbull, Tanganyika, to Lennox-Boyd, Secretary of State for the Colonies, 15 August 1958, PRO CO847/65.
- ⑳ *Times* 19 August 1958, PRO CO847/65.
- ㉑ *Times* 26 August 1958, PRO CO847/65.
- ㉒ *Times* 2 September 1958, *Times* 3 September 1958, PRO CO847/65.
- ㉓ *Times* 9 September 1958, PRO CO847/65.
- ㉔ Transcript of Discussion between Lord Twining, Armand Denis and Elspeth Huxley on the Serengeti National Park. Chairman: Brian Sharpe, Transmission: Saturday 6 September 1958: 0945-1000 GMT, PRO CO847/65.
- ㉕ Governor Turnbull, Tanganyika, to F. Webber, Under-secretary of State for the Colonies (Confidential), 15 November 1958, PRO CO847/65.
- ㉖ An Ordinance to Provide for the Establishment, Control and Management of National Parks, and for Purposes Connected therewith and to Repeal the National Parks Ordinance, 14 March 1959, An Ordinance to Control Entry into and Residence within the Ngorongoro Crater Highlands Area, to Make Provision for the Conservation and Development of Natural Resources therein and for Purposes Connected therewith and to Amend the Mining, Fauna Conservation, Forests and Mining (Mineral Oil) Ordinances, 21 March 1959, PRO CO847/65.
- ㉗ Tanzania National Parks, “Report and Accounts of the Board of Trustees.” July 1959 to June 1960, Neumann,*op. cit.*, p.138㉘㉙㉚㉛㉜㉝。
- ㉘ *The Arusha Manifesto, 1961* by Julius K. Nyerere, 7 September 1961, Mackenzie,*op. cit.*, pp.324-5㉙㉚㉛㉜㉝。
- ㉙ R.Nash, *Wilderness and the American Mind*, 1982㉚㉛㉜㉝㉞。
- ㉚ H.Fosbrooke, “Pastoralism and Land Tenure.” Paper Presented at the Workshop on Pastoralism and the Environment, April 1990, Neumann,*op. cit.*, pp.146-7㉛㉜㉝㉞。
- ㉛ <http://www.eic.or.jp/library/pickup/pu061012.html> 2006.10.12. ホームページ Environmental Information and Communication Network は、(独) 国立環境研究所が提供し、(財) 環境情報普及センターが運用する環境教育・環境保全活動を促進するための環境情報・交流ネットワーク。